

## 養殖共済の推進状況について

### ～漁業収入安定対策を活用した取り組み～

4月より漁業収入安定対策がスタートし、関係各位におかれましては本対策の加入要件のひとつである資源管理計画や漁場改善計画の作成・認定にご尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

この結果、23年5月契約は新規契約と継続契約における契約割合の引き上げにより、共済金額633億円、前年対比144%、192億円増と共済実績が大幅に向上しました。

さて、漁業共済における養殖共済の契約は4月～7月の上半期に集中しています。今年度の養殖共済の推進は、近年連続して発生している大規模な赤潮や東南海・南海地震による津波への備えとして共済のニーズがこれまで以上に高まっている中でのスタートとなりました。前述の漁業収入安定対策の加入要件（資源管理計画又は漁場改善計画の履行要件及び共済加入要件）を満たせば、共済掛金の追加補助と積立ぷらすを利用できるようになったため、養殖業者の皆さまはこれまで以上に養殖共済及び積立ぷらすに加入しやすくなりました。

5月末時点での全国の契約内容について精査しますと、すべての養殖共済の契約に対する漁業収入安定対策の利用割合は漁獲共済に比べて低率となっており、また、各県における本対策の利用割合にも格差があることがわかりました。

養殖業に係る漁業収入安定対策に加入するには、まず適正養殖可能数量を定めた漁場改善計画を策定し、都道府県による認定を受ける必要があります。適正養殖可能数量を定めるにあたり、当該計画に係る水域の過年度の養殖数量を調査しなければなりません。養殖業者や漁協において過年度の数量を把握することが困難、把握できて削減値を定めたとしてもこれから養殖規模を拡大する計画があり履行する目処がたたない等の理由により漁場改善計画を策定することができなかつたために、養殖共済に係る本対策の加入割合が伸び悩んだのではないかと推測されます。

養殖共済の推進は6月、7月が山場ですので、まだ漁場改善計画が策定・認定されていない漁場については1年魚を中心とする7月契約までに、それ以外で漁場改善計画の策定が間に合わなかった漁場は来年度契約に向けて、漁協等と都道府県とが協力体制を構築して漁場改善計画の策定に取り組んでいただく必要があるのではと考えます。

また、秋以降に契約が集中する特定養殖共済（藻類養殖業等）については、全ての養殖業者が漁業収入安定対策に加入することができるよう、漁場改善計画の策定・認定に向けて早期に取り組んでいただきたく存じますので、関係各位の引き続いてのご協力をよろしくお願いいたします。